

## 大阪府の宿泊税について

大阪府では 2017 年 1 月 1 日から法定外目的税として宿泊税が導入されていますが、2019 年 6 月 1 日から、以下の通り宿泊税の課税対象となる宿泊料金が現在の 10,000 円以上から 7,000 円以上に引き下げられます。

### 宿泊税

・変更前（2019 年 5 月 31 日まで）

宿泊料金 (サービス料を含む 1 人 1 泊あたりの室料)	税額
10,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上	300 円

→ ・変更後（2019 年 6 月 1 日から）

宿泊料金 (サービス料を含む 1 人 1 泊あたりの室料)	税額
7,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上	300 円

※宿泊税の課税額は、宿泊料金お 1 人様 1 泊に対する税額です。

※宿泊契約や宿泊代金等の支払いの日付にかかわらず、2019 年 6 月 1 日の宿泊から適用されます。なお、2019 年 5 月 31 日までは、1 名様 1 泊 1 万円以上の宿泊料金に対して課税されます。

#### ●課税対象となるもの

・宿泊料金および宿泊料金に加算されるサービス料

※宿泊料金は、食事料金などを含まない、素泊まりの料金を指します。

#### ●課税対象外のもの

・消費税等に相当する金額

・宿泊以外のサービスに相当する料金

(食事、会議室の利用、電話の利用などにかかる料金)

リンク)

大阪府の宿泊税について、詳しくは大阪府のホームページをご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/>

以上